

## 監査の結果（平成 31 年 1 月 15 日決定分）

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 28 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

#### 3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

#### 4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 20 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	危機管理監	平成 30 年 11 月 6 日	平成 30 年 10 月 16 日	実地	3
2	環境県民局	平成 30 年 11 月 12 日	平成 30 年 10 月 18 日	実地	4
3	西部総務事務所	平成 30 年 11 月 7 日	平成 30 年 10 月 5・15・17・19 日	実地	6
4	東部総務事務所	平成 30 年 10 月 26 日	平成 30 年 10 月 12・16 日	実地	7
5	北部総務事務所	平成 30 年 10 月 24 日	平成 30 年 10 月 4・10 日	実地	8
6	東部県税事務所	平成 30 年 10 月 26 日	平成 30 年 10 月 12・16 日	実地	9
7	北部県税事務所	平成 30 年 10 月 24 日	平成 30 年 10 月 4 日	実地	10
8	県立総合技術研究所西部工業技術センター	平成 30 年 10 月 18 日	平成 30 年 9 月 13・19 日	実地	11
9	県立総合技術研究所畜産技術センター	平成 30 年 9 月 7 日	平成 30 年 8 月 9 日	実地	12

10	県立総合技術研究所水産 海洋技術センター	平成30年9月6日	平成30年8月22日	実地	13
11	県立総合技術研究所林業 技術センター	平成30年10月24日	平成30年10月4日	実地	14
12	西部厚生環境事務所・西 部保健所	平成30年11月7日	平成30年10月5・ 15・19日	実地	15
13	西部東厚生環境事務所・ 西部東保健所	平成30年11月7日	平成30年10月17日	実地	16
14	動物愛護センター	平成31年1月15日	平成30年8月28日	書面	17
15	広島障害者職業能力開発 校	平成30年9月5日	平成30年8月21日	実地	18
16	東部畜産事務所	平成30年10月26日	平成30年10月12日	実地	19
17	北部畜産事務所	平成30年10月24日	平成30年10月10日	実地	20
18	東部家畜保健衛生所	平成30年10月26日	平成30年10月12日	実地	21
19	北部家畜保健衛生所	平成30年10月24日	平成30年10月10日	実地	22
20	福山少年自然の家	平成31年1月15日	平成30年9月12日	書面	23

## 第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 危機管理監

#### (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務  
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2課1担当

課名	危機管理課，減災対策推進担当，消防保安課
----	----------------------

ウ 職員数（平成30年4月1日現在）  
常勤職員及び再任用職員の合計 44人

エ 主な施策（平成29年度）  
県民の防災意識の醸成  
自主防災組織の活性化  
県・市町の災害対処能力の向上  
保安体制の充実

#### (2) 監査の結果

##### 【指摘事項】

##### フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）のうち一定規模以上のものについては、定期点検を行うこととなっているが、対象となる空調機器3台について、定期点検が実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（危機管理課）

根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環 告示第13号）第2
----	---

## 2 環境県民局

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務  
県民文化に関する事務  
生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課 1 担当

課名	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，人権男女共同参画課，県民活動課，学事課，大学教育振興担当，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課
----	--

- ウ 職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 154 人

- エ 主な施策（平成 29 年度）

文化・芸術の振興  
消費者被害の防止と救済  
人として互いに尊重する社会づくり  
男女共同参画社会づくり  
青少年の健全育成と若者の自立支援  
私学教育の振興  
高等教育機能の向上  
地球温暖化の防止  
地域環境の保全  
自然環境の保全と活用  
循環型社会の構築

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 財産の管理について

#### ア 借受不動産の管理について

次の借受不動産について、借受けの手続きは行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

借受不動産	建物（県民文化センターふくやま楽屋）208.00m <sup>2</sup>
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

#### イ 貸付財産の管理について

次の貸付財産について、貸付けの手続きは行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（大学教育振興担当）

貸付財産	建物（県立広島大学サテライトキャンパス）1,985.81m <sup>2</sup>
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

## 【検討要請事項】

### ア 出島地区廃棄物処分場の今後のあり方について

出島地区廃棄物処分場について、当初計画では廃棄物の受入期間を、平成26年6月2日から平成36年6月1日までの10年間としているが、当初見込みと比べて廃棄物の処分量が大幅に減少しており、期間満了時の受入量が当初予定の半分にも満たない見込みである。

期間満了後の同処分場の活用方法や、埋立て未了の状態をどうするのか、国費の返還が生じるか、また、箕島地区廃棄物処分場が廃棄物の受入を終了する時期も見据えて、公共関与の処分場が皆無になるという事態を含めて、早い段階から検討し、準備を進める必要がある。

については、関係団体等とも連携し、長期的な視野に立って、慎重かつ迅速に検討し、将来の方向性を早期に示すようにしていただきたい。（産業廃棄物対策課）

### イ 公益財団法人広島県男女共同参画財団の今後のあり方について

公益財団法人広島県男女共同参画財団については、同財団が行う公益事業を設立当初から補助してきたが、移転に伴い、収益事業を廃止したことに加え、移転先の賃借料が新たに発生するため、更なる補助が必要な状況となっている。

については、同財団が男女共同参画推進の拠点として、自主的、持続的に機能していくことができるよう、同財団の今後のあり方について検討していただきたい。

また、今回の一連の移転により、関係団体の活動に支障が生じることのないよう、男女共同参画推進の拠点として有効に活用されるよう努めていただきたい。（人権男女共同参画課）

### 3 西部総務事務所

#### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町10番52号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・ 組織体制（人数は，平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13人	1課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	15人	1課	総務課
西部総務事務所東広島支所	23人	2課	総務課，経理課

#### (2) 監査の結果

##### 【検討要請事項】

##### 施設の有効活用について

廿日市庁舎の事務室，倉庫・書庫等の施設について，庁舎耐震化後，余裕スペースが生じることがないように，施工後の有効な活用策をあらかじめ検討していただきたい。（西部総務事務所総務第二課）

## 4 東部総務事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること  
県民相談に関すること
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は，平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	22人	2課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	11人	1課	総務第二課

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 5 北部総務事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること  
県民相談に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・ 組織体制（人数は，平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	16人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課

### (2) 監査の結果

#### 【検討要請事項】

#### 施設の有効活用について

三次庁舎，庄原庁舎の事務室，倉庫・書庫等の施設について，庁舎耐震化後，余裕スペースが生じることがないように，施工後の有効な活用策をあらかじめ検討していただきたい。（北部総務事務所，北部総務事務所総務第二課）



## 6 東部県税事務所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること，申告書や届出の受付に関すること  
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	府中市，世羅郡，神石郡

- ・組織体制（人数は，平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	64人	4課 1班	地方税特別滞納整理班，税務管理課， 滞納整理課，課税第一課，課税第二課
東部県税事務所尾道分室	11人	2班	納税班，滞納整理班

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 7 北部県税事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること  
申告書や届出の受付に関すること  
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市, 庄原市

- ・ 組織体制 (人数は, 平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
21人	2課	収納管理課, 課税課

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 8 県立総合技術研究所 西部工業技術センター

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 県内企業の振興及び技術の高度化を支援するため、研究開発、技術相談・指導、依頼試験、技術者研修及び技術情報の提供等  
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・所在地 本所：呉市阿賀南二丁目 10 番 1 号  
支所：東広島市鏡山三丁目 13 番 26 号（生産技術アカデミー）
- ・組織体制 本所：総務担当，3 部（技術支援部，材料技術研究部，加工技術研究部）  
支所：総務担当，技術支援担当，2 部（製品設計研究部，生産システム研究部）
- ・職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）  
常勤職員数 61 人（本所：36 人，支所：25 人）

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 9 県立総合技術研究所畜産技術センター

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転  
畜産に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・ 所在地 庄原市七塚町 584
- ・ 組織体制 4部1課（総務部（管理課），技術支援部，飼養技術研究部，育種繁殖研究部）
- ・ 職員数 27人（平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 借受物品の管理について

次の借受物品について，備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	一体型高速液体クロマトグラフ 1台
根拠	広島県物品管理規則第41条

## 10 県立総合技術研究所水産海洋技術センター

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 海洋生物資源の持続的利用を図るための管理・培養技術の開発  
海・川を一体化した試験研究の推進  
広島かき等，養殖業の発展のための技術開発
- ・ 所在地 呉市音戸町波多見六丁目 21-1
- ・ 組織体制 3 部（総務部，技術支援部，水産研究部）
- ・ 職員数 20 人（平成 30 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 11 県立総合技術研究所林業技術センター

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 森林造成及び林業生産に係る試験研究及び技術指導に関すること  
林木育種事業に関すること  
林産物の加工及び利用に係る試験研究及び技術指導に関すること など
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・ 組織体制 2部1担当（技術支援部，林業研究部，総務担当）
- ・ 職員数 14人（平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 12 西部厚生環境事務所・西部保健所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療，疾病予防，介護保険に関すること，食品衛生，薬事に関すること，環境保全，廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所・西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市，呉市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	広島市中区基町10番52号	
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	

- ・組織体制（人数は，平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	60人	5課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課，試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	44人	3課	厚生課，保健課，衛生環境課
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	20人	2課	厚生保健課，衛生環境課

### (2) 監査の結果

#### 【改善を求める事項】

#### 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進に努める必要がある。（西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所）

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成28年10月]
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	12,940,054円	9,865,304円

### 13 西部東厚生環境事務所・西部東保健所

#### (1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療，疾病予防，介護保険に関すること，食品衛生，薬事に関すること，環境保全，廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	竹原市，東広島市，豊田郡

- ・組織体制（人数は，平成 30 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	47 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

#### (2) 監査の結果

##### 【改善を求める事項】

##### 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 28 年 10 月]
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	20,231,445円	18,085,957円



## 14 動物愛護センター

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 狂犬病の予防，動物愛護思想の普及啓発，犬及びねこの引取り，疾病・負傷動物の収容，動物取扱業の登録・指導，特定動物の飼養許可，人畜共通感染症の調査研究
- ・所在地 三原市本郷町南方 8915 番地 2
- ・組織体制 2 課（総務課，指導課）
- ・職員数 10 人（18 人）  
（平成 30 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。（ ）内は非常勤職員数。）
- ・主な事業実績（平成 29 年度）

#### ア 相談等の受付状況

（単位：件）

区分	保護 依頼	引取 依頼	放し 飼い	咬傷 事故	多頭 飼育	行方 不明	拾得	負傷 疾病 収容	譲渡 希望	返還 希望
件数	447	694	20	75	14	678	252	115	425	36

区分	愛護 教室	飼育 相談	しつけ 方教室	糞尿	鳴き声	給餌に よる迷惑	動物 取扱業	その他	計
件数	42	19	41	42	22	146	186	429	3,683

※ その他の内容は，不適正飼育，保護機設置依頼等である。

#### イ 動物保護等の状況

（単位：頭）

区分	持参	センター動物保護		計	譲渡	返還		処分
		保護	引取			有償	無償	
犬	766	131	794	1,691	1,643	34	2	24
猫	792	—	106	898	848	2	0	38
計	1,558	131	900	2,589	2,491	36	2	62

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

##### フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき，フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については，簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが，次の使用機器について，簡易点検を実施しておらず，記録簿にも点検・整備に係る事項を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	空調機器 6 台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）

## 15 広島障害者職業能力開発校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法の規定により、国が設置する当該校の運営を県が受託し、職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した訓練を実施する。
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番23号
- ・職員数（平成30年4月1日現在）
  - 常勤職員数 21人
  - 非常勤職員数 37人
- ・職業訓練実施状況（平成29年度）

#### 【施設内訓練】

（単位：人）

科名	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	退校者数		修了者数		入校者就職数
					就職者数	就職者数	就職者数	就職者数	
CAD技術科2年	2年	15	16	14	8	4	6	5	9
CAD技術科1年	2年	15	16	8	2	1	—	—	1
情報システム科2年	2年	10	18	9	3	1	6	5	6
情報システム科1年	2年	10	25	10	1	1	—	—	1
Webデザイン科2年	2年	10	24	9	2	0	7	6	6
Webデザイン科1年	2年	10	19	9	0	0	—	—	0
OA事務科	1年	17	14	12	5	4	7	4	8
OA事務科（重度視覚コース）	1年	3	4	3	0	0	3	0	0
事務実務科	1年	10	18	10	7	5	3	3	8
総合実務科	1年	30	31	21	16	15	5	5	20
総合実務科（チャレンジコース）	6月	5×2	9	6	1	1	5	4	5
合 計		140	194	111	45	32	42	32	64

（注1）CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科の2年の応募・入校者数は平成28年度の状況、退校者・入校者就職数は平成28年度から平成29年度までの状況である。

（注2）入校者就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

#### 【委託訓練】

（単位：人）

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
〔知識・技能習得訓練コース〕 パソコン初級スキル習得科等4科7コース	3か月	80	63	56	51	23
〔実践能力習得訓練コース〕 カークリーニング科等8科13コース	1か月	14	14	13	10	6
〔e-ラーニングコース〕 Web制作在宅ワークコース1科1コース	3か月	6	6	5	5	1

（注）就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 16 東部畜産事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事  
畜産物の生産及び流通に関する事  
家畜の改良増殖に関する事  
草地の造成及び改良に関する事  
畜産経営に係る環境整備に関する事  
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事  
動物用薬事に関する事  
飼料の安全に関する事 など

- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡

- ・ 組織体制 (人数は, 平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課等の数	課名等
20人	2課	畜産振興課, 防疫課

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 17 北部畜産事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事  
畜産物の生産及び流通に関する事  
家畜の改良増殖に関する事  
草地の造成及び改良に関する事  
畜産経営に係る環境整備に関する事  
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事  
動物用薬事に関する事  
飼料の安全に関する事 など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課等の数	課名等
23人	2課	畜産振興課，防疫課

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 18 東部家畜保健衛生所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること  
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること  
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること  
獣医事に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡

- ・ 職員数 1人（平成30年4月1日現在の常勤職員数）  
ただし，東部畜産事務所次長が兼職

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 19 北部家畜保健衛生所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること  
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること  
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること  
獣医事に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 職員数 2人（平成30年4月1日現在の常勤職員数）  
ただし，北部畜産事務所所長，次長が兼職

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 20 福山少年自然の家

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 少年の自然観察，野外活動，集団活動及び少年指導者の研修に関する業務
- ・所在地 福山市金江町藁江 619 番 2 号
- ・職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）
  - 常勤職員数 5 人
  - 非常勤職員数 2 人
- ・利用状況（平成 29 年度）

利用団体数	延利用者数	延宿泊者数
500 団体	29,790 人	11,857 人

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき，フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については，簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが，次の使用機器について，簡易点検を実施しておらず，記録簿にも点検・整備に係る事項を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	製氷機，冷蔵冷凍庫，空調機器
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）

#### イ 行政財産の貸付に伴う電気料金の徴収について

行政財産の貸付に伴う電気料金の徴収について，徴収すべき電気料金を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成 30 年度）

対 象	自動販売機の設置に伴う電気料金
内 容	電気料金の算出において，使用する電気使用量を誤っていた。 平成 30 年 6 月分 追加徴収額 10 円
根 拠	定期建物賃貸借契約書第 9 条